



2021.12

季刊情報誌

NEWSLETTER

泛華偉業知識產權



2021年の年始より、新型コロナウイルスの蔓延で、世界各地各業界に大きな打撃を与えました。百年に一度の災難を前に、クライアント様と支え合い困難を乗り越えられたことを嬉しく存じております。

2022年を迎えるにあたりこころより感謝とご挨拶を申し上げます。いつもご支持および愛顧を頂き誠にありがとうございます。新しい年において皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。



中国の祝日-2022年

- 一【元旦】1月1日(土)~3日(月)
- 二【春節】1月31日(月)~2月6日(日) ※1月29日(土)、1月30日(日)は振替出勤日
- 三【清明節】4月3日(日)~5日(火) ※4月2(土)は振替出勤日
- 四【労働節】4月30日(土)~5月4日(水) ※4月24日(日)、5月7日(土)は振替出勤日
- 五【端午節】6月3日(金)~5日(日)
- 六【中秋節】9月10日(土)~12日(月)
- 七【国慶節】10月1日(土)~7日(金) ※10月8日(土)、10月9日(日)は振替出勤日



目次



泛華偉業知識産権は、北京泛華偉業知識産権代理有限公司と北京泛諾偉法律事務所からなり、専利申請、商標申請、作品とコンピュータソフトウェアの著作権登録、不正競争防止、営業秘密保護、知的財産権の税関保護、ドメイン名登録と紛争解決、知的財産権の許可と譲渡、行政による知的財産権侵害の差止め、知的財産権に関する行政・民事訴訟、知的財産権に関する法的コンサルティングと関連管理など、多岐にわたる知的財産権サービスを提供しております。

04 業界観察

- 中国共産党中央・国務院は『知的財産権強国建設綱要(2021～2035年)』を公布
- 中国国家知識産権局による『専利権質権設定登記弁法』の公告
- 中国国家知識産権局は人民元基準でPCT出願の国際段階費用を徴収
- 国家知識産権局による商標登録証の発行方式の調整について
- 全国人民代表大会常務委員会が『マラケシュ条約』を批准

08 サービスソリューション

- 『専利審査指南改正(意見募集稿)』における局部意匠に関わる内容の紹介

12 典型案例紹介

- 専利書類の収録日を従来技術の公開日とすることができるか? 医薬関連専利の技術方案における技術的効果と結合の示唆との関係は?

14 実務動向

- ネガティブな専利権評価報告は専利権侵害訴訟又は行政不服申立において使用することができるか?
- 民事訴訟又は行政訴訟において提出された営業秘密に係る証拠の漏洩又は濫用を防止するためには、どのようにすればよいか?

中国共産党中央・国務院は『知的財産権強国建設綱要(2021～2035年)』を公布

先日、中国共産党中央、国務院は『知的財産権強国建設綱要(2021～2035年)』を公布した。綱要は主に知的財産権強国建設を統一的に推進し、知的財産の創造、運用、保護、管理及びサービスの水準を全面的に引き上げ、社会主義現代化建設における知的財産権制度の重要な役割を十分に発揮させることを目的としている。

綱要は明確な発展目標を定めている。詳しくは、2025年までに知的財産権強国の建設において顕著な成果を収め、2035年までに、知的財産権の総合競争力を世界の上位まで引き上げ、中国特色のある、世界レベルの知的財産権強国の構築を基本的に完成する。これにより、中国は知的財産権の導入大国から創造大国へと転換し、知的財産権業務の数への追求から質の向上へと転換することが期待される。

情報提供元:新華社

中国国家知識産権局による『専利権質権設定登記弁法』の公告

近年、専利権質権設定登記業務は新たな情勢、新たな要求に直面している。第一に、中央政府は、「質権設定登記の電子申請の全過程のオンライン処理の推進」、「商標及び専利権質権設定登記等の審査・認可における告知承諾制度の推進」、「知的財産権質権設定登記及び

譲渡許可登記管理制度の整備」等の配置と要求を明確にした。第二に、金融機関とイノベーション主体の専利権質権設定登記手続の簡素化とサービスの最適化に対する新たなニーズが挙げられる。第三に、『登録商標専用権質権設定登記手続規定』との一致を図ることが求められている。

中国国家知識産権局は2021年11月15日に改正『専利権質権設定登記弁法』(第461号公告、以下『弁法』と略称)を公布した。この『弁法』は公布日から施行することになり、原『弁法』(局令第56号)は廃止された。

『弁法』は、企業及び大衆に、より規範化され、便利かつ効率的な専利権質権設定登記サービスを提供し、専利権質権設定による融資を推進し、知的財産権の転化実施を推進し、知的財産権の価値を十分に実現することを意図している。専利権質権設定登記業務は中国国家知識産権局の担当とする。

『弁法』の主な改正内容:

(一)承諾の方式による質権設定登記手続きを推進する。

専利権質権設定登記の関連手続を行う際に、「身分証明、変更証明、抹消証明」等の証明資料の代わりに、「当事者が署名した関連承諾書」の提出を選択することができる。中国国家知識産権局は監督管理を強化し、虚偽の承諾者に対して信用喪失の懲戒措置を講じる。(『弁法』第7条、第13条、第14条、第20条)

(二)登記許可の要件を緩める。

第一に、原『弁法』における専利権について

既に無効審判手続を開始された状況について登記しないという規定を、当事者がリスクを告知された後もそれを受け入れ、引き続き登記手続を進める意思を表明している場合には、登記手続を許可するというふうに改正する。第二に、『民法典』の新規定に基づき、質権設定契約で約定された債務履行期間満了時に質権者が返済をもらえなかった場合、専利権が質権者に帰属する場合、登記手続を許可する。第三に、実務における成熟した方法を鑑み、質権設定登記を請求する実用新案に同一の発明創造があり、既に同日に発明特許を出願していることについて、当事者がリスクを告知された後もそれを受け入れ、引き続き登記手続を進める意思を表明している場合には、登記手続を許可する。(『弁法』第11条)

(三) 登記審査期間を短縮する。

第一に、審査期間を短縮し、原規定の7営業日から5営業日に短縮し、オンライン申請の場合は2営業日に短縮する(『弁法』第十条)。第二に、質権設定登記の変更手続と抹消手続の審査期間は第10条と同じであると明確にした(『弁法』第13条、第14条)。

(四) 登記関連サービスの最適化。

第一に、登記手続のルートを拡充し、当事者がインターネット・オンライン方式を通じて手続を行うことができることを明確にした(『弁法』第6条)。第二に、専利権質権設定登記資料の閲覧又は複製手続及び要求を明確に規定し、当事者の照会のための便宜を図る(『弁法』第16条)。第三に、専利権の質権設定期間において、専利権帰属紛争により中止され、又は保全措置が取られた場合には、中国国家

知識産権局は速やかに質権者に通知し、専利権喪失の可能性に関する早期警報を速やかに提供しなければならない(『弁法』第19条)。

情報元：中国国家知識産権局

中国国家知識産権局は人民元基準でPCT出願の国際段階費用を徴収

中国国家知識産権局と世界知的所有権機関が締結した『<特許協力条約>(PCT)費用の送金に関する了解覚書』によると、2021年12月1日から、中国国家知識産権局は世界知的所有権機関が公表した人民元基準でPCT出願の国際段階費用を徴収し、スイスフラン基準での換算は行わない。

一. 人民元基準：

PCT国際出願段階の料金徴収基準

(単位：人民元)

出願料	9260
30頁以上の追加料	100/頁
電子出願による減額(PDF)	1390
電子出願による減額(XML)	2090
官庁手数料	1390

(注：WIPOは次年度の費用基準を毎年公表し、原則として1年間有効を維持し、為替の変動幅等で基準の調整が必要な場合は別途公表する。)

二.適用範囲:

2021年12月1日(当日を含む)以降に国家知識産権局に提出されるPCT出願の国際出願料、及びPCT国際予備審査料。

情報元:中国国家知識産権局

国家知識産権局による商標登録証の発行方式の調整について

国家知識産権局は10月9日に第453号公告を発表し、現在の商標登録証の発行方式を調整した。

一.2022年1月1日より公告登録される、またはその他の商標出願より発行される商標登録証について、商標出願の際に書面にて書類が提出された場合は、『商標登録証受領通知書』を送付し、登録者は通知書に記載のサイトアドレスと抽出コードに従って、中国商標網にログインして電子商標登録証を取得することになる。オンラインで商標出願が提出された場合は、商標網オンラインサービスシステムにログインして、電子商標登録証を取得する。電子商標登録証は自分で閲覧し、ダウンロードして印刷することができる。中国国家知識産権局は、紙媒体の商標登録証を発行しない。

二.移行期間を設け、2021年10月15日から12月31日までの間に公告登録される、またはその他の商標出願より発行される商標登録証について、商標出願の際に書面にて書類が提出された場合は、『商標登録証受領通知書』を送付し、登録者は通知書に記載のサイトアドレスと抽出コードに従って、中国商標網にログインして電子商標登録証を取得し、同時に紙媒体

の商標登録証を送付する。オンラインで商標出願が提出された場合の登録証の発行方法は当面変更しない。

情報元:中国国家知識産権局

全国人民代表大会常務委員会が『マラケシュ条約』を批准

2021年10月23日、第13期全国人民代表大会(全人代)常務委員会第31回会議は、「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」の批准を可決した。

国際著作権システムにおける歴史的な条約である『マラケシュ条約』(The Marrakesh Treaty)は、世界知的所有権機関(WIPO)が管理する条約の一つで、2013年6月27日にモロッコのマラケシュで調印され、2016年9月30日に発効した。WIPOのデータによると、これまでに80以上のWIPOメンバー(約110カ国・地域を含む)がマラケシュ条約に加盟している。この条約は、盲人、視覚障害者及びその他の印刷物の判読に障害のある者のため、著作権の強制的な制限と例外を設定することを目的としており、判読に障害のある者が著作物を平等に鑑賞し、教育を受ける権利を保障するためのものであり、著作権分野における人権条約としては世界で初めてかつこれまで唯一のものである。

中国は2013年6月28日にこの条約に調印し、この度は当該条約を批准したこととなる。この条約の批准に向けて、中国は『著作権法』の改

正に多大な努力を払ってきた。中国の『著作権法』及び『情報ネットワーク伝達権保護条例』は同条約の要求と一定の差異があるので、関連立法を調整しなければならなかった。これは中国が2013年に同条約に調印してから長い間に批准まで至らなかった大きな原因の一つである。

2020年11月、中国の『著作権法』改正草案がついに可決され、2021年6月1日から正式に施行され、その中に『マラケシュ条約』に対する適応的改正が含まれている。改正『著作権法』には、次のように規定されている。既に公表された著作物を、判読に障害のある者にとって感知可能な無障害方法で、判読に障害のある者に提供する場合、著作権者の許諾を必要とせず、著作権者に報酬を支払わなくてもよい。但し、著作者の氏名又は名称、及び著作物の名称を明示しなければならず、かつ、当該著作物の正常な使用に影響を及ぼしてはならず、著作権者の合法的権利・利益を不適切に害してはならない。

今回の『マラケシュ条約』の批准は、中国の著作権分野における人権保護を十分に示し、これにより広範な印刷物の判読に障害のある者に膨大かつ便利なバリアフリー図書資源を提供することができるようになる。

情報元：中国著作権局

『專利審査指南改正（意見募集稿）』における局部意匠に関する内容の紹介

弁理士 袁 瑩銘

1984年に中国の『專利法』が発効してから、3回の改正を経ても、中国の意匠專利權の保護対象はずっと製品全体の意匠であった。2008年に改正された『專利法』第2条第4項には、「意匠とは、製品の形状、模様又はその組合せ並び色彩と形状、模様との組合せに対して行われる、優れた美観に富み、かつ工業上の応用に適した新たなデザインを指す。」と規定している。2010版『專利審査指南』も、製品の分割できない、又は単独では販売できない、そして単独では使用できない製品の部分的な設計は、意匠專利權を付与しない状況に該当する」と規定している。しかし、『專利法』（2020改正）の公布・施行に伴い、中国は正式に部分意匠を專利保護体系に組み入れ、部分意匠も『專利法』の保護対象となった。これと同時に、『專利審査指南』の改正も進められ、2021年8月3日、『專利審査指南改正草案（意見募集稿）』（以下、『意見募集稿』という）が公布された。近い将来に、部分意匠專利制度が正式に実施され、社会にさらなるイノベーションの原動力をもたらすことが期待される。以下、『意見募集稿』における部分意匠に関する部分について簡単に紹介する。

1. 部分意匠の定義

部分意匠とは、製品の一部の形状、模様又はその組合せ並びに色彩と形状、模様の組合せに対して行われる、優れた美観に富み、かつ工業上の応用に適した新たなデザインを指

す。製品の分割できない部分の保護を請求する場合、部分意匠の方式で出願しなければならない。例えば「背もたれの彫り模様」、「自動車のタイヤトレッド」などである。

以下の項目は意匠專利權を付与しない状況に該当すると規定されている。

(1) 製品の上に相対的に分割可能な独立領域を構成できない、又は相対的に完全な設計ユニットを形成できない局部意匠。例えば、コップの取っ手の屈折した輪郭線、任意に切り取った眼鏡レンズの不規則な部分など。

(2) 專利保護を請求する部分意匠は、製品表面の模様又は模様と色彩を組み合わせたものだけである。例えば、バイクの表面の模様。

2. 部分意匠の製品名称

部分意匠專利を出願する場合、製品名称に保護を求める部分及びそれを含む製品全体を明記しなければならない。例えば「自動車のドア」、「携帯電話のカメラ」。

3. 部分意匠の図面又は写真

『專利法実施細則（意見募集稿）』第27条には、「部分意匠專利を出願する場合、製品全体の図面を提出し、破線と実線の組み合わせ又はその他の方式で保護を求める内容を明示しなければならない」との文言がある。

製品全体の図面は、專利保護を求める製品の部分意匠及び製品全体におけるその位置と比率関係を明確に示さなければならない。保護を求める部分が立体形状を含む場合、提出した図面には当該部分を明確に表示できる斜視図を含まなければならない。

提出した図面は、保護を求める部分とその他

の部分とを明確に区別できなければならない。保護を求める内容を実線と破線の組み合わせで示す場合、実線は保護する部分を、破線はその他の部分を示す。他の方法で保護を求める内容を表示することもできる。例えば、保護を求める部分以外を単一色の半透明層で覆うこともできる。必要に応じて、一点鎖線で部分意匠において保護を求める部分とその他の部分との境界線を示さなければならない。

ここで注意すべき点としては、ハッチングで意匠の形状を表現してはならず、図面に中心線、寸法線のような不要な線又は標記があってはならない。

4. 部分意匠に関する簡単な説明

『専利法』64条第2項には、意匠専利権の保護範囲は図面又は写真に示された当該製品の意匠を基準とし、簡単な説明は図面又は写真に示された当該製品の意匠の解釈に用いることができると規定している。

現行『専利法実施細則』第28条の規定によれば、意匠の簡単な説明には、意匠製品の名称、用途、意匠の設計ポイントを明記し、設計ポイントを最もよく示す図面又は写真を指定しなければならない。

『専利審査指南改正草案(意見募集稿)』によれば、部分意匠専利を出願する場合、簡単な説明は次の各号に掲げる規定に合致しなければならない。

(1) 実線と点線の組み合わせ以外の方式で保護を求める部分意匠を示す場合、簡単な説明において保護を求める部分を明記しなければならない。

(2) 一点鎖線で保護を求める部分とその他の部分との境界線を示す場合、必要に応じて簡単な説明に明記しなければならない。

(3) 必要に応じて、保護を求める部分意匠の用途を明記し、製品名称に示された用途と対応しなければならない。

(4) 指定された設計ポイントを最もよく示す図面又は写真は、保護を求める部分意匠を含まなければならない。

5. 部分意匠の分割出願の要件について

(1) 元の出願が製品の部分意匠である場合、その部分を含む製品全体又はその他の部分の意匠を分割出願として提出することは認められない。

(2) 元の出願が製品全体の意匠である場合、その一部分を分割出願として提出することは認められない。例えば、元の専利出願がバイクの意匠出願である場合、バイクの部品又は部分意匠を分割出願として提出することはできない。

6. 類似意匠の要件について

『専利法』第31条2項には、「1件の意匠専利出願は、一つの意匠に限られていなければならない」と規定している。

同一製品の2つ以上の類似意匠を、1件の出願(併合出願と略称する)として提出することができる。

同一製品の2つ又は2つ以上の連結関係のない部分意匠であっても、機能又は設計上の関連性を有し、かつ特定の視覚効果を成すものは、1つの意匠とすることができる。例えば

眼鏡の2つのテンプレのデザイン、携帯電話の四隅のデザイン。

一般的には、全体的に観察して、その他の意匠及び基本意匠が同一又は類似の設計特徴を有し、また、二者間の相違点が局部の微細な変化、当該種類の製品の通常的设计、設計ユニットの繰り返しの配列、製品全体における部分意匠の位置及び/又は比例関係の通常の変化、又は色彩要素のみの変化等である場合、通常、二者は類似意匠に属すると考えられる。

7. 出願人の自発的補正について

出願人の自発的補正について、審査官はまず、補正を提出した日が出願日から起算して2ヶ月以内であるか否かを確認しなければならない。2ヶ月を超える補正については、補正された書類が元の出願書類に存在していた欠陥を取り除き、権利付与の見通しがある場合、当該補正書類を受理することができる。受理しない補正書類について、審査官は未提出とみなす通知書を発行しなければならない。ただし、下記の補正については、元の出願書類に存在する欠陥を解消するものとは認めず、2ヶ月の自発補正期間を超えたことを理由に未提出とみなす通知書を発行しなければならない：

- (1) 全体意匠を部分意匠に補正すること
- (2) 部分意匠を全体意匠に補正すること
- (3) 同一製品全体におけるある部分意匠を別の部分意匠に補正すること

8. 通知書に指摘された欠陥に対して行う補正
通知書に指摘された欠陥に対して行った補

正について、審査官は当該補正が元の図面又は写真に示された範囲を超えているか否か、及び通知書に指摘された欠陥に対して行った補正であるか否かを審査しなければならない。出願人の提出した補正書類が元の図面又は写真で示された範囲を超えている場合、審査官は審査意見通知書を発行し、当該補正が『専利法』第33条の規定に合致しないことを出願人に通知しなければならない。出願人が意見陳述又は補正を行った後も規定に合致しない場合、審査官は拒絶査定を下すことができる。

出願人が提出した、通知書に指摘された欠陥に対しての補正が含まれていない補正書類について、その補正が『専利法』第33条の規定に合致し、かつ、元の出願書類に存在していた欠陥を取り除き、権利付与の見通しがある場合、当該補正は通知書に指摘された欠陥に対して行われた補正とみなすことができ、この補正が行われた出願書類を受理すべきである。

但し、次の各号に掲げる補正については、補正の内容が元の図面又は写真に示された範囲を超えていなくても、通知書に指摘された欠陥に対して行われた補正とみなすことができず、受け入れないものとする。

- (1) 全体意匠を部分意匠に補正すること
- (2) 部分意匠を全体意匠に補正すること
- (3) 同一製品全体におけるある部分意匠を別の部分意匠に補正すること。

産業の発展に伴い、製品のデザインがますます細分化され、成熟した製品の全体意匠は

ますます革新しにくくなり、部分意匠が次第に意匠革新の重要な表現形式となりつつ、部分意匠の保護に対するイノベーション主体のニーズが日増しに強くなっている。そのため、イノベーション主体の訴えに応えるために、改正『専利法』第2条第4項には、製品の「部分」意匠に専利保護を与えることが明確化された。2021年6月1日から、出願人は中国国家知識産権局に製品の局部の保護を求める意匠専利出願を提出することができる。ただし、『専利法実施細則』はまだ改正の過程にあり、2021年6月1日から、出願人は一時的に紙書類又はオフライン電子出願の形式で、上記の部分意匠専利出願を提出しなければならず、中国国家知識産権局は、新たに改正される『専利法実施細則』及び付随の『専利審査指南』の施行後に上記出願を審査する。

筆者プロフィール

袁瑩銘先生は中国鉱業大学を卒業し、2010年に工学学士号、2013年に工学修士号を取得した。2013年に入社して以来、機械分野の特許出願書類の作成、審査意見通知書への応答、拒絶査定不服審判、特許分析及び検索、コンサルティングなどの業務を担当している。

専利書類の収録日を従来技術の公開日とすることができるか？

医薬関連専利の技術方案における技術的効果と結合の示唆との関係は？

【案件の事由】発明専利権の無効審判請求をめぐる行政紛争

【当事者】正大天晴薬業集团股份有限公司
(原告、無効審判請求人)

中華人民共和国国家知識産権局(被告)

ギリアード サイエンシーズ, インコーポレイテッド(第三者、専利権者)



【係争専利】01813161.1、名称は「ホスホネートヌクレオチドアナログのプロドラッグならびにこれを選択および作製するための方法」である。

【事件の概要】正大天晴薬業集团股份有限公司(以下、「正大天晴公司」という)が中華人民共和国国家知識産権局(以下、「国家知識産権局」という)、第三者であるギリアード サイエンシーズ, インコーポレイテッド(以下、ギリアードという)を訴えた発明専利権の無効審判請求をめぐる行政紛争案件について、原告である正大天晴公司が被告である国家知識産権局に発明専利の無効審判を請求し、被告が下した審査決定に原告は不服とし、法定期限

内に北京知識産権裁判所に訴訟を提起した。裁判所は受理、開廷審理を行い、原告である正大天晴公司の訴訟請求を棄却し、訴えられた審決を維持する旨の判決を下した。

【事件概要】

2019年12月3日、被告である国家知識産権局は、原告である正大天晴公司のギリアードの保有している専利番号が01813161.1であり、名称が「ホスホネートヌクレオチドアナログのプロドラッグならびにこれを選択および作製するための方法」である発明専利(「本専利」という)に対し提出した無効審判請求について、第42586号無効審判請求の審決(「訴えられた審決」という)を下した。国家知識産権局はこの審決において、正大天晴公司の主張が成り立たないと認定し、本専利権の有効性を維持した。

原告である正大天晴公司はこれを不服として、法定期間内に裁判所に対して訴訟を提起し、自社が提供した証拠は本専利の従来技術を成し、かつ、本専利の請求項は進歩性を有しないと主張し、訴えられた審決に誤りがあるとして、法により該審決を取り消し、改めての無効審判請求の審決を被告に命令するよう裁判所に請求した。被告の国家知識産権局と第三者のギリアードは、訴えられた審決の事実認定が明確であり、法律の適用も正確であるとして、法により原告の訴訟請求を棄却するよう裁判所に請求した。

【審判要旨】

(一)専利書類の収録日を当然従来技術の公開日とすることはできない

本件において、原告は、EP0719273A1の出

願手続において第三者であるギリアードが審査意見の応答時に提出した意見陳述書及び請求の範囲の補正を、本専利の従来技術を成す証拠の一つとして主張した。当該専利書類が1999年3月22日に欧州専利庁によって収録され、また、「欧州専利条約」第128条第(4)号に、「欧州専利出願が公開された後、当該出願又はそれ以降の欧州専利については、実施細則に別途制限条件が規定されている場合を除き、当該規定を適用しなければならず、請求により閲覧することができる」が規定されているが、当該規定だけでは、当該書類が収録日に公衆に調べられる状態にあると当然認定することはできない。訴訟では、原告が欧州専利庁に当該書類の公開時期を問い合わせるやり取りのメールを提出したが、メールの内容から分かるように、欧州専利庁は具体的な公開時期を確定することはできず、「少なくとも2003年より前ではない」、「2001年より前に公衆に公開された可能性が高い」などの表現を採用している。従来技術を確定するカギが当該技術方案の公開日にあることを鑑み、既存の証拠がいずれも当該専利書類の公開日を証明できない状況では、本専利の従来技術を構成するという原告の主張は成り立たず、裁判所はそれを支持しない。

(二) 技術的効果と示唆との関係

最も近い先行技術に対して、本専利の請求項1が実際に解決した技術的課題は、抗ウイルス活性が増強され、血漿安定性が高く、体

内の標的組織に選択的に濃縮する抗HIVプロドラッグが得られたことである。原告は二つの結合方式を採用して請求項1の進歩性を評価することを主張しているが、二つの結合方式のいずれの対比文献においても、体内の標的組織における選択的濃縮効果については言及されていない。他の二つの技術的効果については、証拠3では抗ウイルス活性、血漿安定性効果に言及し、証拠6では血漿安定性効果に言及しているが、両者はいずれも体外試験であり、本専利に係る体内試験ではない。このように、上述の対比文献は「抗ウイルス活性が増強され、血漿安定性が高く、かつ体内の標的組織に選択的に濃縮する」という3つの技術効果をどのように同時に有するかということについて、相応の技術的示唆を与えていない。これに基づいて、当業者が上記の対比文献に基づいて本専利請求項1の技術方案を得るには創造的労働を払う必要があり、本専利請求項1は進歩性を備えている。同じ理由に基づいて、他の請求項も進歩性を具備する。これにより、裁判所は原告である正大天晴薬業集団股份有限公司の訴訟請求を棄却する判決を下した。

情報元：知財北京

1. ネガティブな専利権評価報告は専利権侵害訴訟又は行政不服申立において使用することができるか？

答：できる。

詳しい理由は下記の通りである。

- a) 『専利法』(2020年)第66条(2)の規定に基づき、専利権評価報告は人民裁判所又は専利業務管理部門が専利権侵害紛争を審理し、処理する証拠としてのみ用いられ、専利訴訟又は請求を提起するための必要条件ではない。
- b) 『専利審査指南』の規定によると、専利権評価報告は行政決定ではない。
- c) 『専利法』(2020年)第45条の規定に基づき、専利権の有効性は国务院専利行政部門が専利無効審判手続を通じてしか決定できない。

よって、ネガティブな専利権評価報告は、専利権の無効を判定する決定に相当するものではない。そのため、裁判所又は専利業務管理部門は専利権侵害紛争の処理過程において法的根拠がなく、専利権評価報告の結論がネガティブであるという理由だけで、原告の訴訟又は請求人の請求を直接却下したり、又は権利侵害訴訟又は行政処理手続を中止することができない。実際には、専利権評価報告がネガティブである専利が最終的に無効審判手続において有効を維持されるケースもあれば、専利権評価報告がポジティブである専利が最終的に無効審判手続において無効を宣告されるケースもある。

関連の司法解釈によると、権利侵害訴訟に

おいて、実用新案又は意匠専利の専利権者は自発的に又は裁判所の要求に基づいて専利権評価報告をタイムリに提供することができる。そうでない場合、正当な理由がなく提出しない場合には、人民裁判所から訴訟中止の裁定を受け、又は不利を招きかねない訴訟結果を負うような判決を受けることになる。

また、ネガティブな専利権評価報告を受け取れば、一定の条件を満たす場合、専利権者は国家知識産権局に訂正を請求することができる。訂正の理由には、法律適用の明らかな誤り、結論の根拠となる事実認定における明らかな誤り等が含まれる。

2. 民事訴訟又は行政訴訟において提出された営業秘密に係る証拠の漏洩又は濫用を防止するためには、どのようにすればよいか？

最近、民事訴訟において裁判所及び相手方当事者に提供した製品の輸入価格を含む証拠が相手方当事者によりインターネットに掲載され、当所クライアントが暴利をむさぼっていると大々的に攻撃されているという苦情をクライアントから受けた。

輸入品の価格が営業秘密の範疇に入るため、この問題は営業秘密に関わる

周知のように、営業秘密は、商業的に価値のある経営情報又は技術情報に該当するため、当該情報の所有者の競争相手を含む他人に公開、利用又は濫用されやすい。

民事又は行政訴訟手続において、当事者が裁判所に提供した証拠はその営業秘密に関

わる可能性があり、これらの証拠は相手方当事者、その他の当事者又は関係者により取得された後、公開、利用又は濫用され、営業秘密の権利者に損失をもたらす可能性がある。したがって、その営業秘密にかかわる証拠を提供する一方の当事者は、提供する前に、慎重かつ合法的、合理的な措置を講じなければならない。係る営業秘密を保護するために、裁判所に秘密保持措置の採用を申請したり、又は裁判所の同意を得て、訴訟に関係がない営業秘密又は秘密情報を覆い隠したりすることができる。

最高人民裁判所が2020年9月10日に公布した『営業秘密侵害民事事件の審理における法律適用の若干の問題に関する規定』の第21条によれば、当事者又は訴外人の営業秘密に関わる証拠、資料について、当事者又は訴外人が書面により人民裁判所に秘密保持措置を講じるよう申請した場合、人民裁判所は、保全、証拠交換、証拠調べ、鑑定委託、尋問、法廷尋問等の訴訟活動において必要な秘密保持措置を講じなければならない。

前項にいう秘密保持措置の要求に違反して、無断で商業秘密を開示し、又は訴訟において接触、取得した商業秘密を訟活動以外で使用し、又はその使用を他人に許諾した場合、法に基づき民事責任を負わなければならない。『民事訴訟法』第111条に規定された状況を構成する場合、人民裁判所は法により強制措置を講じることができる。犯罪を構成する場合、法により刑事責任が追及される。

最高人民裁判所が2020年11月16日に公布した『知的財産権民事訴訟証拠に関する若干の規定』の第26条によれば、証拠が営業秘

密又はその他秘密保持が必要な営業情報に係わっている場合、人民裁判所は、関連訴訟の参加者が当該証拠に接触する前に、秘密保持契約を締結し、秘密保持の承諾をするよう要求し、又は裁定等の法律文書により、訴訟手続において接触した秘密情報を本件訴訟以外のいかなる目的で開示、使用し、他人に使用許可してはならないと命じなければならない。

当事者が前項にいう証拠に接触する人員の範囲に対する制限を申請し、人民裁判所は審査を経て確かに必要であると認めた場合、これを許可すべきである。

上記の司法解釈及び『不正競争防止法』の規定に基づき、営業秘密又は秘密保持情報の権利者は、事前の了解、慎重な注意義務及び合法的かつ有効な措置のほか、上述の法律規定に違反する行為に対して法的措置を講じ、自分の権益を守ることができる。

北京泛華偉業知識産権代理有限公司
地址：北京朝陽区朝陽門外大街16号
中国人寿ビル10階1002-1005室
電話：86-10-8525 3778
FAX：86-10-8525 3671
郵便番号：100020
Email：mail@panawell.com



編集：王珍々、王嵐、徐舒
訳審：王珍々、張玉静
趙亜芝、金丹
レイアウト：董 顺々